

ケースデンキ観音寺店

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要を同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成23年3月4日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 意見の対象となった届出に係る公告
平成22年10月27日香川県公告（大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出）
 - 2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
ケースデンキ観音寺店 観音寺市坂本町5丁目甲1382-1ほか
 - 3 法第8条第1項の規定により観音寺市から聴取した意見の概要
 - (1) 県道黒瀬本大線は渋滞が多いので、交通渋滞を起こさないよう、適切に対処願いたい。
 - (2) 近隣住民自治会からの意見等には、真摯に適切に対応をお願いしたい。
 - 4 法第8条第2項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要
 - (1) 意見書を提出した者
坂本第三自治会及び坂本21班(21世帯)
 - (2) 意見の概要
 - ・キュービクルの設置場所を店舗敷地東側の県道寄りの店舗脇に変更するよう望む。当該箇所が近隣住居から最も離れる場所であり、その付近は店舗で夜間に人が生活していないため、夜間の騒音問題は無縁で、県道に近いので、火事が起こった場合に消防車が横付けしやすい。
 - ・囲いのない野ざらしの屋外にキュービクルを設置するのではなく、店舗や荷さばき施設の屋内に設置するよう望む。
 - ・キュービクル全体を防音壁で囲い、防振ゴム・防振マットの取り付けにより施工段階での騒音や振動の防止対策を十二分に講じるよう望む。
 - ・営業開始後、貴社に係る騒音等の苦情が住民から出た場合には、速やかに問題を解決するよう望む。
- (理由)
- 毎日、睡眠中の深夜・明け方や、日中に窓を開けて生活する際に音が気になる。また、電磁波が人体に及ぼす影響(電磁波過敏症)による健康被害や、落雷・小動物による火事等の事故といった安全面に疑問があるため。

5 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び観音寺市経済部商工観光課
縦覧期間	平成23年3月4日（金曜日）から同年4月4日（月曜日）まで